

訴状陳述要旨

2025年6月5日

原告ら代理人弁護士 戸田 善恭

子育てをしながら働く親、特に事業主やフリーランスにとって、保育園はなくてはならない存在です。子どもを預けなければ、事業そのものが成り立たないからです。そうであれば、保育料は、事業に必要な支出、必要経費に当たるはずだ。この訴訟の原告は、税務署に対してこう主張しました。

しかし、税務署はこれを認めませんでした。その理由は次の二つのものでした。一つは「保育料は事業と直接関係がない」ということ。もう一つは、「保育料は家事費」、プライベートな支出だから必要経費ではないというものでした。

私たちは、仕事のために子どもを保育園に預けます。でも、仕事と保育は関係ないといえます。こんなちぐはぐな話が一体どこにあるのでしょうか。

まずこれから、税務署がいう「直接関係がない」ということが間違っている理由を明らかにします。

まず条文の話です。

所得税法37条1項は、二つの種類の必要経費について定めています。

一つは、「総収入金額を得るために直接に要した費用」です。売上原価など収入に直結する費用がそうです。条文にも「直接」と明記されています。

もう一つは、「一般対応の必要経費」です。収入には直結しないけれど、業務について生じた費用がこれに当たります。接待交際費などのいわゆる販管費がこれにあたり、保育料もここに含まれます。重要なことは、条文上、「直接」という文字が書かれていないことです。

次に、制定経緯の話です。

昭和38年の税制調査会で、今日でいう一般対応経費の範囲について、二つの方向性が議論されました。なるべく広く認める考え方と、極力排除するという考え方です。結果、前者が採用されました。

これを踏まえ昭和40年に所得税法が改正されました。そこで生まれたのが今日の37条1項です。一般対応経費に「直接」と書かれていません。これは、一般対応の必要経費は広く捉えるの方針を踏まえ、敢えて除かれたのです。

さらに、裁判例は次のように言いました。

平成24年東京高裁判決は、一般対応経費について、「事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらない」と明言しました。

そして、業務の遂行上必要な支出であれば、それは一般対応必要経費に当たるといいました。このように、裁判例も、根拠がないと「直接」要件を否定しました。

冒頭に述べた一つ目の問いに戻ります。

保育料は「事業と直接関係しない」。だから必要経費にあたらない。これは正しいのでしょうか。答えはNOです。

被告が主張する「直接」という要件、法律に書いてません。裁判例も誤りを指摘しています。必要経費の判断枠組み自体が誤っています。

必要経費であるかどうかは「業務遂行上必要な支出」かどうかという観点から判断すべきです。そして、保育料は事業継続に不可欠なコストであり、まさに業務遂行に必要な支出、必要経費に当たります。

次に、二つ目の論点、家事費についてです。

「保育料は家事費」だから、必要経費に当たらないのでしょうか。

これも答えはNOです。

家事費とは、収入の獲得に繋がらない私的な支出を言います。たしかに、交際費のように両者の線引きが難しい支出が、家事費か必要経費か問題となる場合があります。でも、保育料は違います。仕事以外の目的はあり得ません。私的な支出とは一線を画しています。モラルハザードも生じません。

それでもなお家事費というのであれば、それは、保育は家庭内で、親が無償で担うべきだという、家族観によるものです。このような考え方が今日受け入れられないことは明らかです。

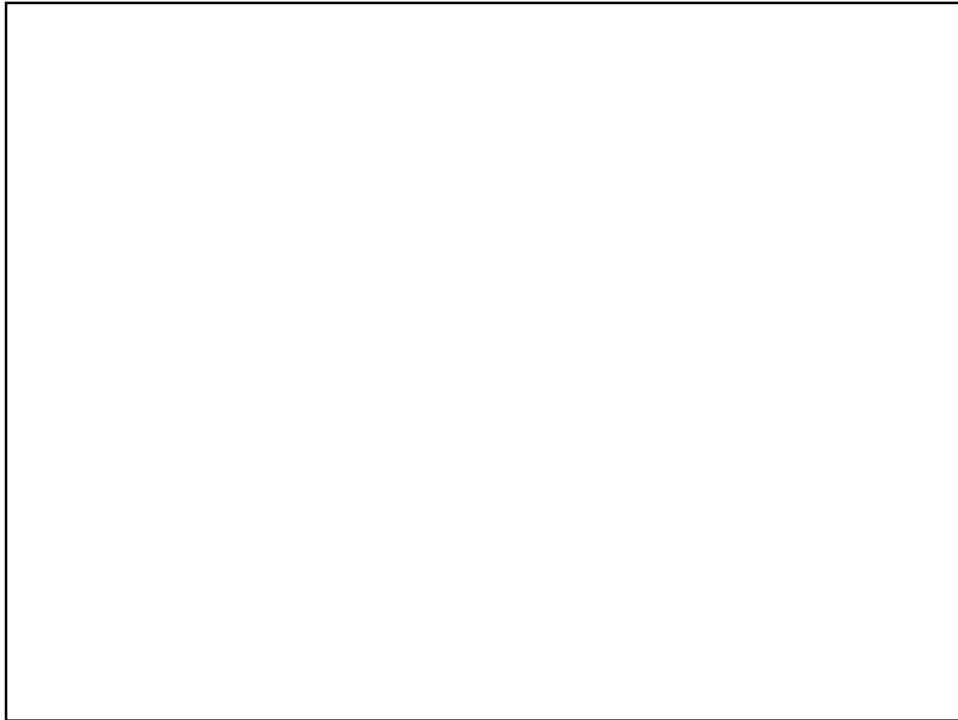
以上の通り、税務署が言う、①仕事と直接関係するか、②家事費かどうかは、二つとも全く理由がないことがお分かりいただけたと思います。

さて、この裁判では、この後被告がこれまでの主張を繰り返すのか、新しい主張をするのか、まだ我々には分かりません。

けれども一つ大事なことがあります。憲法は租税について、非常に重要な原理を課

しています。租税法律主義です。課税のルールは、明確でなければならず、その解釈は法律の文言に忠実であることが求められます。国の主張が、果たして租税法の原理原則に適ったものなのか、今日の社会通念に反したものでないか。その判断ができるのは裁判所しかありません。憲法の原理原則に則った判断が示されることを期待します。

以 上



①保育料は、事業と直接関係ない

「保育料は、あなたの事業活動と直接
の関係を有し、業務遂行上必要な費用
であるとは認められません」

(甲5)

②保育料は、家事費だ

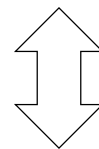
「扶養義務の履行のために保育を依頼し、一定の負担をしたものであるため、家事上の経費」

(甲10)

所得税法37条1項

【直接対応】

「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用」



【一般対応】

「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」

昭和38年 税制調査会

所得の形成に直接寄与していない経費



○「**できるだけ広く**...考慮」

×「できるだけこれを排除」

(甲22)

所得税法37条1項

【直接対応】

「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため**直接**に要した費用」

【一般対応】

「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」⇒できるだけ広く ×「**直接**」

平成24年高判

「事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、『直接』という文言の意味も必ずしも明らかではない」

平成24年高判

「ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連する」

本件で問われていること①

保育料は「事業と直接関係」しない支出だから、必要経費ではないのか？

答え：いいえ

本件で問われていること②

保育料は「家事費」か？

答え：いいえ

